別表六(二十四)付表一の表中

	別表六(二十四)「42」
別表六(二十四)「34」	別表六(二十四)「37」

を

	別表六(二十四)「48」
別表六(二十四)「34」又は「40」	別表六(二十四)「43」

に改め、同表の記載要領第一号中「租税特別措置法」の次に「第42条の12の５第１項から第３項まで（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和８年旧措置法」という。）」を加え、「同項」を「租税特別措置法第42条の12の５第３項又は令和８年旧措置法第42条の12の５第４項」に改め、同第二号中「第42条の12の５第５項第４号」を「第42条の12の５第４項第５号」に、「第27条の12の５第18項第２号イ」を「第27条の12の５第８項第２号イ」に、「第42条の12の５第５項第３号」を「第42条の12の５第４項第３号」に、「第42条の12の５第１項第２号イ」を「第42条の12の５第４項第５号」に、「第42条の12の５第５項第６号イ」を「第42条の12の５第４項第７号イ」に改め、同第三号中「第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項」を「第27条の12の５第９項又は第11項」に改め、同号㈠中「第42条の12の５第５項第11号」を「第42条の12の５第４項第９号」に改め、同号㈡中「第27条の12の５第21項」を「第27条の12の５第15項」に、「第42条の12の５第５項第６号ロ」を「第42条の12の５第４項第７号ロ」に改め、同第四号中「第２項」を「令和８年旧措置法第42条の12の５第１項若しくは第２項」に改め、同号㈢中「第27条の12の５第７項第２号ロ」を「第27条の12の５第５項第２号ロ」に改め、同第五号中「第42条の12の５第５項第４号」を「第42条の12の５第４項第５号」に改め、同第六号中「各欄は、租税特別措置法」を「各欄は、令和８年旧措置法」に改め、「の欄は、」の次に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第98号）による改正前の」を、「第27条の12の５第12項」の次に「(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)」を加え、同第七号を次のように改める。

７　「翌期繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄は、租税特別措置法第42条の12の５第３項又は令和８年旧措置法第42条の12の５第４項の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度においてこれらの規定の適用を受けようとする場合を含む。）に記載すること。この場合において、「前期繰越額又は当期税額控除限度額　㉕」の「当期分」の欄は、令和８年４月１日前に開始した事業年度にあつては「又は「40」」を消し、同日以後に開始する事業年度にあつては「「34」又は」を消し、「翌期繰越額 ㉕－㉖　㉗」の各欄の外書には、別表六(六)「８」又は別表六(六)付表「２」の各欄の金額を記載し、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六(二十四)付表一の記載要領第一号中「が租税特別措置法」の次に「第42条の12の５第１項若しくは第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「令和８年旧措置法」という。）」を加え、「同法」を「令和８年旧措置法」に改め、同第二号中「租税特別措置法」を「令和８年旧措置法」に改める。

別表六(二十五)を次のように改める。